

○神戸市立学校施設目的外使用規則

昭和42年10月 5 日

教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他の規程に定めがあるもののほか、神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校施設の目的外使用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「学校施設」とは、委員会の所管に属する学校の建物その他の工作物、土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）及び物件をいう。

2 この規則において「目的外使用」とは、学校教育を目的としない活動の場として、一時的に使用することをいう。

3 この規則において「学校施設開放事業」とは、学校教育上支障がない範囲で、学校施設を市民の利用に供することにより、市民の健康増進、文化及び教養の向上に資するとともに、学校施設を生涯学習の拠点とすることを目的として行われる文化活動、スポーツ活動及び地域貢献事業等をいう。

4 この規則において「学校施設開放運営委員会」とは、学校施設開放事業の実施主体として、地域の団体の代表等で構成される組織をいう。

5 この規則において「予約システム」とは、学校施設開放事業において、学校施設開放運営委員会による運営のほか、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理する神戸市学校体育施設予約システムをいう。

6 この規則において「コベカツ」とは、中学校部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた生徒の地域クラブ活動であって、神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例（令和8年2月27日条例第26号。以下「条例」という。）第3条第1項に基づき委員会の承諾を得て団体が実施するものをいう。

7 この規則において「コベカツクラブ」とは、コベカツを実施する団体をい

う。

- 8 この規則において、「学校施設使用申請システム」とは、コベカツにおいて委員会が指定するシステムを介して、学校施設の目的外使用許可申請を行うシステムをいう。

（使用許可の条件）

第3条 学校施設の目的外使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に許可することができる。

- （1） 学校関係団体が使用する場合
- （2） 社会教育法（昭和24年法律第207号）に定める諸行事に使用する場合
- （3） 公共的団体が使用する場合
- （4） 前3号に掲げるもののほか、公益上必要と認める場合

- 2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する場合、またはコベカツクラブがコベカツのため（中学校及び義務教育学校の学校施設に限る。）に使用する場合に許可することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、使用を許可しない。

- （1） 管理上支障があるとき。
- （2） 教育上支障があるとき。
- （3） 営利を目的とするとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、支障があるとき。

- 4 教育長は、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合には、条例第6条第4項の趣旨に照らし、他に目的外使用を希望する者との関係で、必要に応じ、コベカツクラブを優先して使用を許可することができる。

（使用を許可しない施設）

第4条 学校施設のうち、次に掲げるものは、使用を許可しない。

- （1） 職員室
- （2） 事務室
- （3） 宿直室

(4) 特別教室（家庭科教室を除く。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、校園長において支障があると認める施設

2 教育長は、前項第4号の規定にかかわらず、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合は、家庭科教室を含む特別教室の使用を許可することができる。

（使用を許可する施設、使用料）

第5条 使用を許可する施設及びその使用料は、別表のとおりとする。ただし、別表によりがたいときは、別に教育長が定める。

2 使用料は、使用日の前日までに納付しなければならない。

（使用料の免除・後納）

第6条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請に基づき免除することができる。

(1) 神戸市又はその執行機関が主催し又は共催するとき。

(2) 社会教育法に定める諸行事で当該学校の地域社会と密接な関連を有するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上特に必要と認めるとき。

2 前項に掲げるもののほか、第3条第2項に規定する許可を受けた者が使用するときは、申請に基づき免除することができる。

3 使用料は、国、地方公共団体その他これらに類する者が使用するときは、これを後納させることができる。

（使用料の不還付）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、既納の使用料は、還付しない。

(1) 天災事変等により使用できなかつたとき。

(2) 第13条第1項第2号に規定する使用許可の撤回によるとき。

（予約システムの利用者登録の申請）

第8条 予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1) 3人以上で構成される団体であり、かつ、その代表者が満18歳以上の者（高校生を除く。）であること。

(2) 当該団体の構成員の半数以上が、市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(3) 当該団体が、学校施設開放事業の趣旨に沿った活動を行う団体であること。

2 教育長は、前項の登録（以下「利用者登録」という。）を受けた団体が、学校施設の管理運営上重大な支障が生じる行為又は生じる恐れがあると認められる行為をした場合、当該団体の利用者登録を廃止し、又は当該団体の予約システムの利用を制限することができる。

3 前項の規定により利用者登録を廃止した団体については、再度の登録をすることができない。

（使用許可の申請）

第9条 学校施設を目的外に使用しようとする者は、使用前3日までに、次の各号に掲げる事項を記載した神戸市立学校施設目的外使用許可申請書（以下「申請書」という。）を当該校園長の副申を得て教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の住所、職業又は団体名、氏名（代表者）及び電話番号

(2) 使用学校園

(3) 行事名及び使用目的

(4) 使用中の責任者

(5) 使用日時

(6) 使用施設、特別設備及び使用物件

(7) 参集人員

(8) 使用料免除申請

2 学校施設の目的外使用に当たり特別の設備をしようとするときは、申請書に設備計画図を添付しなければならない。

（使用の許否）

第10条 教育長は、前条の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に

対し、神戸市立学校施設目的外使用許可書（以下「許可書」という。）によりその結果を通知するものとする。

- 2 教育長は、許可書の交付と同時に、神戸市立学校施設目的外許可通知書兼使用状況報告書を当該校園長に送付してその内容を通知するものとする。

（使用許可事項の変更）

第11条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第9条の規定に準じて教育長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、使用料が増加したときは、その差額を追徴する。

（使用者・利用者の遵守事項）

第12条 使用者その他学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- （2） 使用許可を受けた学校施設以外に立ち入らないこと。
- （3） 火災及び盗難の防止に努め、危険な行為を行わないこと。
- （4） 学校運営に支障を生じる行為をしないこと。
- （5） 附属設備の設置、移動及び撤去は、原則として使用者において行うこと。
- （6） 会場の準備、原状回復及び退室は、すべて許可された使用時間内において行うこと。
- （7） 前各号に掲げるもののほか 校園長その他係員の指示に従うこと。

（使用許可の撤回・使用の停止）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができる。

- （1） 使用者が使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。
- （2） 委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。

- 2 前項の規定により使用許可を撤回し、又は使用を停止したときは、教育長は、理由を付してその旨を使用者及び当該校園長に通知するものとする。

（原状回復義務）

第14条 使用者は、その使用を終わつたとき（使用許可の撤回及び使用の停止を含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者は、使用者その他学校施設を利用する者が学校施設を損傷したときは、教育長が指定する期間内にこれを原状に回復し、又はその損傷を賠償しなければならない。

（使用状況報告）

第15条 校園長は、学校施設の目的外使用後直ちに神戸市立学校施設目的外使用状況報告書を教育長に送付して学校施設の使用状況を報告するものとする。

（学校施設開放事業）

第16条 学校施設開放事業において、学校施設を使用する場合は、第9条から第11条まで及び前条の規定は適用しない。

2 学校施設開放事業に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

（コベカツのための利用申請等）

第17条 コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設を使用する場合は第9条から第11条まで、第13条及び第15条の規定は適用しない。

2 コベカツクラブは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を申請するにあたっては、教育長に対して、使用するまでに、学校施設使用申請システムを用いて申請をしたうえで、その許可を得なければならない。

3 教育長は、前項の申請に対して使用の許可を決定したときは、申請者に対し、学校施設使用申請システムによりその結果を通知するものとする。

4 中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブが、許可された事項を変更しようとするときは、前2項の規定に準じて、教育長の許可を受けなければならない。

5 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブに対し、使用許可を撤回し、又は使用を停止させることができる。

（1） コベカツクラブが使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに

従わないとき。

(2) 委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。

(3) 神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校後期課程又は神戸市立特別支援学校中学部の生徒による継続的な利用が見込めないとき。

6 教育長は、コベカツに参加する生徒の心身の健全な発達に配慮する必要があることを踏まえ、別表の規定にかかわらず、コベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可することのできる時間を別に定めることができる。

7 前6項の規定のほか、コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設利用に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

(施行細目の委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和42年10月10日から施行する。

2 この規則施行前に学校施設の目的外使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和45年6月29日教委規則第8号)

この規則は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則 (昭和47年10月27日教委規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月28日教委規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則施行の日以後の使用料を納付している者は、改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則により使用料を納付したものとみなす。

附 則 (昭和54年5月31日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則により規定されていた様式については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができるものとする。

附 則（平成4年9月19日教委規則第5号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日教委規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に存する改正前の神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則、神戸市立幼稚園園則、神戸市立高等学校学則、神戸市立盲学校学則、神戸市立養護学校学則、神戸市立学校施設目的外使用規則、神戸市立博物館条例施行規則、神戸市立小磯記念美術館条例施行規則、神戸市立青少年科学館条例施行規則、神戸ポートアイランドホール条例施行規則、神戸市立自然の家条例施行規則及び神戸市伝統的建造物群保存地区に関する規則（以下「各規則」という。）の様式による免除許可申請書その他の書類（以下「書類等」という。）は、改正後の各規則の様式による書類等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成14年3月29日教委規則第12号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日教委規則第11号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日教委規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則により規定されていた様式については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができるものとする。

附 則（令和４年10月24日教委規則第６号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に学校施設開放事業の実施のためになされた使用許可及び当該使用許可に係る使用料については、令和５年３月31日までの間は、この規則による改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による申請書等は、改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の様式による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和５年３月29日教委規則第13号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月29日教委規則第14号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和６年１月22日教委規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年７月23日教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年８月28日教委規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

使用区分			使用時間	午前 (9 時 ～ 13 時)	午後 (13 時 ～ 17 時)	夜間 (17 時 ～ 21 時)	午前 午後 (9 時 ～ 17 時)	午後 夜間 (13 時 ～ 21 時)	終日 (9 時 ～ 21 時)
講堂	高等学校	平日	3,000	3,800	6,000	6,800	9,800	12,800	
		日曜日、祝 日、土曜日	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000	
	その他	平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300	
		日曜日、祝 日、土曜日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000	
体育館		平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300	
		日曜日、祝 日、土曜日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000	
家庭科教室		平日	1,400	1,800	3,000	3,200	4,800	6,200	
		日曜日、祝 日、土曜日	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200	
普通教室		平日	500	600	1,000	1,100	1,600	2,100	
		日曜日、祝 日、土曜日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400	
校庭	高等学校	平日	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400	7,200	
		日曜日、祝 日、土曜日	2,400	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400	
	その他	平日	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500	6,000	
		日曜日、祝 日、土曜日	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000	

備考 コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設の使用に係る別表の

適用については、別表中「家庭科教室」とあるのは「特別教室」とする。